

被告「準備書面3」

平成23年10月21日

被告は、本書面において、従前の主張を補足するとともに、平成23年8月26日付原告第3準備書面(以下単に「原告第3準備書面」という。)に対して反論する。

第1 本件番組で摘示した事実の真実性についての補足

1 厚生労働省の遺骨収集事業に関する調査・検証結果

(1) 厚生労働省による調査・検証の結果、原告が収集した遺骨に日本兵以外の骨が相当数含まれていることが明らかになった

厚生労働省は、平成22年3月から同年10月にかけて日本及びフィリピンの複数の報道機関によりフィリピンでの遺骨収集事業に関する問題点を指摘する報道が多数なされたため、平成22年10月以降、報道された事例の事実を確認するとともに、上記事業の調査・検証を行い、その結果を公表した(乙28)。その概要は以下のとおりである。

厚生労働省は、①原告のフィリピンにある一時保管施設に保管されている遺骨の一部(以下「遺骨①」という)及び②原告の現地職員が運搬しているところをマニラ警察に押収された遺骨の一部(以下「遺骨②」という)につき、(i)紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査及び(ii)ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析を行った。

そして、(i)紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査の結果、遺骨①の中には、女性のもと思われる遺骨、若年齢のもと思われる遺骨及び骨質が頑強なもの(死後65年近く経過している旧日本兵の遺骨とは思われないもの)が少数含まれていたことが判明した(乙28・8～9頁)。

また、遺骨②の中には、女性のもと思われる遺骨、若年齢のもと思われ

る遺骨及び骨質が頑強なもの（死後65年近く経過している旧日本兵の遺骨とは思われないもの）が相当数含まれていることが判明した（乙28・8～9頁）。

また、(ii) ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析の結果、遺骨①及び遺骨②の合計110個の検体のうち、フィリピン人に統計的に多くみられるハプロタイプに一致するものが54個体もある一方、日本人に統計的に多くみられるハプロタイプに一致するものは5個体のみであった（乙28・8～9頁）。

(2) 厚生労働省による調査・検証の結果から、フィリピンから日本に持ち帰られた遺骨にも日本兵以外の骨が相当数混入していると考えられる

厚生労働省が調査対象としたこれらの遺骨は、原告または原告の現地職員によって収集されたものであるところ、上記(1)のとおり、これらの遺骨の中には、女性・子供の骨や骨質の頑強な骨など明らかに旧日本兵の遺骨ではないと認められるものや、フィリピン人に多くみられるDNA型を有する遺骨など旧日本兵の遺骨である蓋然性が極めて低い遺骨が相当数含まれていることが判明した。

これらの遺骨はフィリピン国立博物館の鑑定人による鑑定前のものとされるが、同鑑定は日本人とフィリピン人の骨を識別するものではなく（乙1・8～9頁、乙28・8頁）、また、骨の鑑定の専門家である橋本正次教授によって、鑑定を経て日本に持ち帰られる前の遺骨の中に女性や老人の骨が混在していることが指摘されており（乙13）、仮に鑑定を経ていたとしても、女性・子供など明らかに旧日本兵の遺骨ではない骨やフィリピン人のものと考えられる骨が混入したまま日本に持ち込まれることになった可能性が高い。

よって、これらの遺骨と同様の方法で収集され、鑑定を経て、日本に持ち

帰られた遺骨についても、女性・子供など明らかに旧日本兵の遺骨ではない骨やフィリピン人のものと考えられる骨が相当数含まれていると考えられる。

(3) 遺骨②と同じ地区で収容され、かつ宣誓供述書と同じくする遺骨が日本に送還されている

厚生労働省の調査結果によると、遺骨②と同じ地区で収容され、かつ宣誓供述書と同じくする遺骨が、遺骨②を運搬していた原告現地職員の自宅に保管されていたところ、当該遺骨が平成21年5月（なお原告が受託を受けたのは平成21年5月である。乙28・6頁参照。）に政府派遣団により日本に送還されたことが判明している（乙28の3（1）ケ・6～7頁）。

上記（1）で述べたとおり、仮に遺骨②が鑑定を経ていたとしても明らかに旧日本兵の遺骨ではない骨やフィリピン人のものと考えられる骨が混入したまま日本に持ち込まれていた可能性が高いところ、当該遺骨についても、これと同様に、明らかに旧日本兵の遺骨ではない骨やフィリピン人のものと考えられる骨が混入したまま日本に送還された可能性が高いといえる。

なお、これらの旧日本兵の遺骨ではない骨やフィリピン人のものと考えられる骨は、どこから持ってこられたものであろうか。遺骨はどこにでもあるものではない。それらはフィリピン人の墓地から持ってこられたものとはしか考えられない。

2 厚生労働省が、宣誓供述書の廃止・遺骨収容方法の全面的変更や鑑定方法の変更等、事業を全面的に見直すことを明らかにした

厚生労働省は、調査結果を踏まえて、遺骨収集事業について改善を行う意向を示した（乙28・11頁～12頁）。改善点は以下のとおりである。

- ①遺骨の収容は、フィリピン国立博物館職員の同行のもとでのみ実施する。
- ②遺骨の収容に際しては、日本側から骨学等の研修を受けた当局（被告代理人注：厚生労働省のこと）職員を遺骨収容現場に派遣する。
- ③遺骨の移動を伴わない情報収集についてのみ、日本側が民間団体に委託することを可能にする。
- ④収容された遺骨の鑑定は、フィリピン側専門家及び日本側関係者が合同で実施する。この場合、フィリピン側専門家は、フィリピン側から日本側に外交ルートを通じ事前に通知された者とする。
- ⑤遺骨の鑑定については、旧日本兵の遺骨であるか否かを慎重に判別するため、紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査を実施するとともに、当面、遺留品等から日本人戦没者の遺骨と推測されるものを除き、現地状況を十分勘案したうえで、ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析を行い、日本人に多く見られるハプロタイプと一致した場合のみ遺骨を日本に送還する。
- ⑥宣誓供述書は廃止する。
- ⑦遺骨についての対価の支払をしないことを徹底する。
- ⑧上記の改善点を踏まえ、フィリピン政府との間で、事業の再開に必要な覚書を締結する。

以下、上記の改善点から伺える、現在の遺骨収集方式の問題点について述べる。

(1) 宣誓供述書の廃止と遺骨収容方法の全面的変更

上記①②③⑥および⑦のとおり、今後は、厚生労働省職員が遺骨収容現場に派遣され、また、フィリピン国立博物館職員の同行のもとで遺骨収容作業が実施されることになった。また、民間団体に委託されるのは情報収集につ

いてのみとなり、従来の宣誓供述書は廃止され、遺骨についての対価も支払われないこととなった。

厚生労働省が調査対象とした遺骨にはいずれも宣誓供述書が添付されていたが（乙28・6頁）、これらの遺骨には明らかに旧日本兵の遺骨ではないと認められる骨や旧日本兵の遺骨である蓋然性が極めて低い遺骨が相当数含まれていることが判明したことからも、宣誓供述書の信頼性が極めて低いことは明らかである。

また、今回の調査では、被告が本件番組で指摘したとおり、個々の発見者等が宣誓供述書に署名すらしていないという問題点があったことも指摘されている（乙28・10頁）。

旧日本兵の遺骨である旨を認定する大きな根拠とされた宣誓供述書が廃止され、収容方法が全面的に変更されるということは、厚生労働省も、自らの事業でありながらも、上記の宣誓供述書の信用性の低さや問題点を認めていることを前提としている。

（2）鑑定方法の変更

これまで、フィリピン国立博物館に所属する学芸員が宣誓供述書を基に旧日本兵の遺骨であることの証明書を発行していたが、上記④⑤のとおり、今後は、遺骨の鑑定はフィリピン側専門家に加えて日本側関係者も行うこととし、また、紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査及びミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析という新たな鑑定方法を行うことになった。

従来は採られていなかった新たな鑑定方法を採用すると決定したということは、厚生労働省も現在の鑑定方法の不十分さを認めたことが前提であることは言を俟たない。

(3) 結論

このように、厚生労働省は、現状の遺骨収集方法ではフィリピン人のものと考えられる遺骨が相当数含まれているという調査・検証結果を踏まえて、遺骨収集方式を全面的に見直すに至った。現在の遺骨収集方法では、フィリピン人のものと思われる遺骨の混入を招き、それを送還前に取り除くことができないという「ずさんな実態」にあること、それは「いい加減な宣誓供述書」や「形ばかりの鑑定」に由来しているという分析に立つからこそ、厚生労働省はこれほどまでに全面的な事業の見直しを行ったものと考えられる。本件番組において指摘した個々の問題点についても、その指摘の正しさが厚生労働省の調査・検証により裏付けられたものである。

3 フィリピンから帰還した遺骨のうち、現在の鑑定方法に基づき収集した遺骨の全てが千鳥ヶ淵戦没者墓苑から厚生労働省に移動された

厚生労働省は、検証結果を踏まえて、遺骨の混入の疑惑が生じる恐れがあるとして、フィリピンから帰還した遺骨のうち、現在の鑑定方法に基づき収集した遺骨の全て（約4500柱）を千鳥ヶ淵戦没者墓苑から厚生労働省に移動する措置をとった（乙29、乙30）。

一旦納骨された遺骨を移動させるという異例の措置がとられたということは、厚生労働省が遺骨混入の疑惑を事実上認めたということに他ならず、これまでにフィリピンにおいて収集された遺骨に日本兵以外の骨が多数含まれていた可能性が極めて高いといえる。

第2 被告が本件番組において原告名に言及した報道は何ら虚偽報道ではない

原告は、フィリピンにおける日本の戦没者遺骨収集事業の主体は日本政府であり、遺骨の混入について原告が責任を負う立場にはないにもかかわらず、被告が本件番組において原告を責任対象として名指しで報道したことは虚偽・誤認報道である等と主張するが（原告第3準備書面16頁ないし17頁）、以下述べるとおり失当である。

被告は、本件番組において、日本政府が遺骨収集事業を推し進めていること（乙1・1頁目上から2行目）及び原告が日本政府から委託を受けて遺骨収集の作業を行っていること（乙1・3頁目下から12行目以下、12頁目上から2行目等）を明確に摘示しており、原告が責任対象であるとは一言も述べておらず、虚偽の報道はしていない。

仮に原告の主張が実名の点をも問題にしていると解するとしても、原告は、日本政府から年間4700万円（平成22年度）もの委託費を受け取って、フィリピン現地における遺骨収集という遺骨収集事業のうち重要な業務を行っているのだから、その社会的地位、活動内容からして、原告を実名で報道したことについても何の問題もない。また、原告は、自身のホームページにおいて遺骨収集事業への関わりを公表しているところであり（乙14）、原告の実名を伏せることの意味合いは少ない。

なお、付言するならば、原告は「遺骨の判断（蓋然性の鑑定）等には原告は一切関与しておらず、そもそもその権限を有しない」と主張するが（原告第3準備書面17頁）、報告書によれば、「委託団体が情報収集事業を受託する平成21年5月の時点では、委託契約書の実施要綱で、鑑定人による鑑定及び収容した遺骨の一時保管までが委託事項に含められていた」のだから（乙28・6頁）、上記原告の主張は事実と反する。

第3 ミンドロ島で収集された遺骨の中に日本兵のものでない骨が相当数含まれ

ていることが容易に推測される

原告の平成21年度のミンドロ島における遺骨収集数（1366体）と日本政府が記録上把握しているミンドロ島における戦没者数（438人）とが大きく相違しており、ミンドロ島で収集された遺骨の大半が日本兵のものではないと推測されることについては、既に述べたとおりである（準備書面2・12頁）。

これに対して原告は、米国国立公文書館に保管されている米軍の「機密文書」によると、ミンドロ島における戦死者が706名、周辺の島々の戦死者を併せると1468名であると反論する。

しかし、乙28の別紙によると平成21年度のミンドロ島における遺骨収集数は1366体（399+308+659）であり、これに平成22年6月20日～7月9日のミンドロ島における遺骨収集数282体（乙28の別紙の3枚目）を加えると、平成22年度末までのミンドロ島における遺骨収集数は1648体である。これに対し、「機密文書」の記載でもミンドロ島における戦死者は706名であるのだから、ミンドロ島において戦死者数以上の遺骨が収集されていることは明らかである。原告はミンドロ島周辺の島々の戦死者を併せると1468名であると反論しているが、ミンドロ島の周辺の島々での遺骨帰還実績は1712柱であり（乙28・7頁）；上記の戦死者数を約250体も超えている。したがって、いずれにしても戦死者数以上の遺骨が収集されていることに変わりない。仮に米軍の「機密文書」に記載された戦死者数が正しいと仮定したとしても、戦後60年以上が経過し多くの遺骨が風化してしまっていることも併せ考えれば（甲14の左上枠内の「新移民残日録」2段目左から9行目～）、ミンドロ島で収集された遺骨の中に日本兵のものでない骨が相当数含まれていることが容易に推測される。

よって、原告の上記主張は、全く反論となっていない。

以上